



埼労発基 0303 第 1 号
平成 28 年 3 月 7 日

各 位 殿

埼玉労働局長



緊急労働災害防止対策の徹底について

平素より、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、労働災害の防止は、労働者とその家族が安心して暮らし、また、人手不足分野の円滑な事業運営を支える重要な取組であり、埼玉第12次労働災害防止計画で労働災害防止対策を推進しています。

しかしながら、平成28年当初に化学設備の破裂で労働者2人が死亡する重大な労働災害が発生するなど、本年2月末時点で県内の死亡災害は9人（前年同月比6人増）となっており、平成27年7月以降毎月2人以上の死亡災害が続発しています。

業種別では製造業3人、建設業2人、陸上貨物取扱業1人、新聞販売業1人、産業廃棄物処理業1人、ビルメンテナンス業1人と様々な業種で発生しています。

この要因として、人手不足が顕在化し、災害防止のノウハウを蓄積した安全担当者の世代交代による安全水準の低下が危惧される中で経済活動が改善基調にあること、経験が少ない労働者に対する効果的な安全衛生教育が行われていないこと、等が考えられ、今後、死亡災害等の一層の増加が懸念されます。

つきましては、死亡災害等の防止に万全を期すため、貴団体の機関誌への掲載、会員事業場が集合する会議の場を利用するなどにより、下記の対策を徹底していただくとともに、併せて会員事業場が別添のリーフレットによる自主点検を行っていただき、労働災害の減少に向けた取組を推進していただくようお願いいたします。



記

- (1) 経営トップが「安全宣言」を行うとともに、経営トップが率先して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内における「安全衛生活動の総点検」を実施すること。
- (2) 当局が提唱する労働災害防止用ロゴマーク「Safe Work Saitama」、「安全の見える化運動」等による安全意識の向上啓発を推進すること。
- (3) 小規模事業場においても安全担当者の「安全推進者」を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実し、積極的な安全活動を行うこと。
- (4) 墜落危険個所、はさまれ・巻き込まれ危険個所等の重大なリスクの潜む箇所に手すり・カバー等の設備対策を講じること。
- (5) 雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育の徹底を通じて、未熟練者を含む全ての労働者に安全衛生の基本を習得させること。
- (6) 定常作業による安全作業マニュアルを作成するとともに、更に日常的に反復・継続して行われることが少ない非定常作業にも安全作業マニュアルを作成し、リスクを排除すること。
- (7) 交通労働災害を防止するため、交通労働災害防止のための管理体制を確立し、適正な労働時間等の管理、走行管理、教育の実施、交通安全情報マップの作成等の意識の高揚、健康管理等を実施すること。

添付資料等

リーフレット「死亡災害が増加！！」

平成 28 年 死亡災害発生状況

平成 28 年 死亡災害発生事例

